

# 長野県地球温暖化防止活動推進員募集要領（第11期）

地球温暖化防止のための取組について県民の理解と行動を促すため、市町村、事業者、関係団体等と協働しながら、ボランティアとして地域においてきめ細かな普及啓発等の活動を担う「長野県地球温暖化防止活動推進員（以下「推進員」という。）」を募集します。

## 1 地球温暖化防止活動推進員の任期・役割等

地球温暖化防止活動推進員は、地球温暖化対策の推進に関する法律第37条を根拠とし、「長野県地球温暖化防止活動推進員設置要綱」（以下「要綱」という。）に基づき、長野県知事が委嘱します。

### (1) 任期

令和5年6月1日から令和7年5月31日日まで

### (2) 役割

#### ① 地球温暖化防止に関する県民への普及啓発や情報提供

（例：学校、自治会、企業、地域協議会等における講師やアドバイザー／家庭における日常生活でできる地球温暖化対策の普及や助言／うちエコ診断の普及）

#### ② 地域における地球温暖化対策のためのネットワークづくり（推進員相互、地域協議会などとの連携）の推進に関する取組

#### ③ 国、県、市町村、長野県地球温暖化防止活動推進センター（以下「県センター」という。）が主催するイベントへの協力

#### ④ その他地球温暖化対策に関し、必要な活動

### (3) 研修・活動報告

#### ① 県センターが研修を行います。

#### ② 活動状況の報告をしていただきます。

### (4) その他

#### ① 県センターが主催する研修や派遣要請にかかる旅費は県センターが支給します。

#### ② ボランティア保険に加入いただきます。（推進員の負担はありません。）

## 2 応募要件

応募には、以下の要件をすべて満たしていることが必要です。

### (1) 県内に在住又は生活の本拠地があり県内の地域において活動できる者

### (2) 満18歳以上（令和5年4月1日現在）の者

### (3) 地球温暖化対策のための活動に熱意を有する者

### (4) 行政及び県センターと協働して、県民への普及啓発、情報提供ができる者

## 3 募集人員

100名程度

## 4 応募期間

令和5年4月18日（火）から令和5年4月28日（金）まで（当日消印有効）

## 5 応募方法・応募先

### (1) 自薦による方法

別紙様式1の応募申込書に必要事項を記入の上、郵送又は電子メールで申し込みください。

【申込先】長野県 環境部 環境政策課 ゼロカーボン推進室

郵 送 〒380-8570（住所記載不要） 長野市大字南長野字幅下 692-2

メール [sho-ene@pref.nagano.lg.jp](mailto:sho-ene@pref.nagano.lg.jp)

### (2) 市町村長の推薦による方法

適任者について、御本人の同意を得た上で、別紙様式2の推薦書に必要事項を記入し、地域振興局環境課あて提出してください。

### (3) その他

応募書類は返却いたしません。あらかじめ御了承ください。

## 6 推進員の選考

推進員の選考は、原則として書面審査により行います。

なお、要綱第6に定める活動を確認するため面談等を行う場合があります。

## 7 選考結果

選考結果については、令和5年5月中旬に御本人及び推薦者に通知いたします。

## 8 承諾いただく事項等

(1) 推進員は、推進員であることを利用して宗教、営利活動などの行為をしてはなりません。

(2) 推進員は、その活動において知り得た個人情報等を漏らしてはいけません。委嘱が解かれた後も同様です。

(3) 推進員活動を促進するため、氏名及び居住市町村名を記載した推進員名簿を公開いたします。また、推進員の氏名、住所、電話番号、資格、活動分野、活動範囲については、市町村及び県センターに提供させていただきます。

## 9 お問い合わせ先

長野県 環境部 環境政策課 ゼロカーボン推進室 省エネルギー係

T E L 026-235-7022（直通）

メール [sho-ene@pref.nagano.lg.jp](mailto:sho-ene@pref.nagano.lg.jp)